

寄居町上下水道事業審議会へ料金のあり方を諮問しました

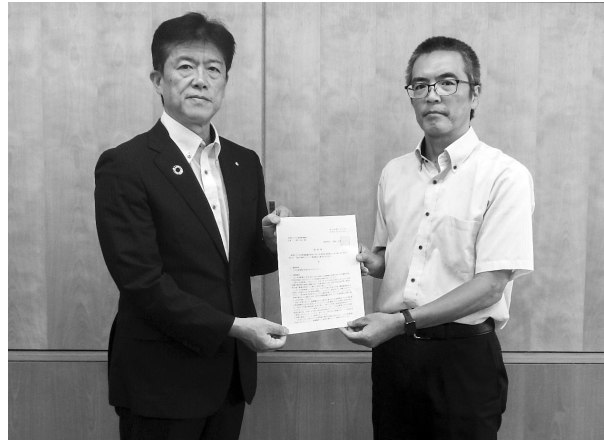
9月4日に、町長から上下水道事業審議会の三澤庄吾会長へ「水道料金・下水道使用料のあり方について」諮問しました。

町上下水道事業は、人口減少等に伴う水需要の減少により収益が減少傾向にあります。一方で、老朽化した施設の更新や耐震化等を計画的に進める必要があります。さらに、近年の急激な物価高騰をはじめ、労務単価の上昇や金利引き上げ等により事業費が大幅に増加しており、経営環境はより一層厳しさを増しています。

今年3月に改定した経営戦略では、現行の料金水準を維持した場合、どちらの事業も数年後には資金残高が不足し、事業継続が困難になる見込みです。そのため、経営基盤の強化および健全経営の維持を図るため、町にふさわしい今後の料金体系および水準について審議を求め意見を聴取するものです。

諮問内容や審議経過は、町公式ホームページをご覧ください。

☎ 上下水道課 (☎581・2121内線262・266)



町公式
ホームページ

寄居警察署と空き家対策に関する協定を締結しました



町は9月1日に、寄居警察署と「寄居町における地域安全を確保するための空き家対策に関する協定」を締結しました。

この協定は、町が外観目視等により、居住およびその他の使用がなされていないと推定される住宅として把握した建物や、警察がパトロール等で把握した空き家に関する情報を互いに共有するなどして連携し、空き家対策と防犯対策を円滑かつ強力に推進することを目的としています。

この協定により誰もが「安全で安心」して暮らせるまちづくりを推進していきます。

☎ まちづくり整備課 (☎581・2121内線242)

株式会社ハーズと地域見守りに関する連携協定を締結しました



町は8月17日に、株式会社ハーズと「地域見守りに関する連携協定」を締結しました。

この協定は、個人宅を巡回する対面式移動販売を通じ、訪問先で気付いた異変や巡回中に発見した道路や橋の破損についての町への通報、消費生活相談窓口の紹介を行うものです。これにより早期対応が可能となり、地域見守りの強化および地域福祉の向上を図っていきます。

☎ 企画財政課 (☎581・2121内線461)

浄化槽の適切な管理で きれいな水環境を守りましょう！

川の汚濁原因の7割以上を占める生活排水は、適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水環境を守りましょう。

浄化槽に必要な3つの維持管理

1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者と契約の上、行ってください。保守点検業者については、県水環境課のホームページをご確認ください。

2 清掃

浄化槽にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

▼町許可清掃業者

● 益榮商事(株) ☎581・1745

● (株)ロビン ☎584・2644

3 法定検査

▼設置後の検査(『浄化槽法』第7条検査)

設置された浄化槽が、適正に施工され正常に機能しているかを確認する検査です。

浄化槽を適正に使用するために

- 天ぷら油等は、古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

浄化槽に必要な届出・報告

- 浄化槽の設置、開始、廃止等を行うときは手続きが必要です。詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

浄化槽は町が設置・維持管理！ 寄居町公設浄化槽事業

公設浄化槽事業区域内の個人住宅等に対して、工事費の一部を分担金としてご負担いただき、町が主体となって浄化槽の設置を行っています。設置後は、使用者の皆さんから維持管理費用として使用料を納めていただき、町が浄化槽の維持・管理を行います。

▼事業区域

用土区域(2区、3区、4区および5区の一部)、鉢形区域(一部地域)、赤浜区域(一部地域)

※詳細は生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

☎生活環境エコタウン課

(☎581・2121内線223・224)

受水槽を 清潔に管理しましょう！

工場や学校など大量の水を使う施設や、断水が人命に関わるような病院等の施設には、受水槽が設置されています。このうち、有効容量が10㎡を超える受水槽を設置している施設は、簡易専用水道施設として『水道法』で衛生管理が義務付けられ、10㎡以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等には小規模貯水槽水道施設として、町の条例で衛生管理の基準が定められています。受水槽の設置者は、いつもきれいな水道水が飲めるよう毎年1回以上の受水槽の清掃や、水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する検査を行い、適正な衛生管理を行ってください。

衛生管理基準

- ① 受水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行う。
- ② 受水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を行う。
- ③ 水の色、濁り、臭い、味などに注意し、供給する水に異常を認めたときは、必要なものについて検査を行う。
- ④ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

☎ 熊谷保健所 (☎523・2811)
上下水道課

(☎581・2121内線269)